



発行 東京都

目次

28

条 例

- 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例……………(都市整備局)……三
- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の一部を改正する条例……………(同)……六
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)……七
- 東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例……………(同)……七
- 東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例……………(産業労働局)……八
- 東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例……………(同)……八
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………(港湾局)……八
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………(環境局)……九
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例……………(同)……三
- 東京都立公園条例の一部を改正する条例……………(建設局)……三
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………(同)……三

条例のあらまし

●東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(条例第三〇号)

- 一 マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進すること等により、良質なマンションストックの形成等を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、必要な事項を定めます。
  - (一) マンションの適正な管理を促進するため、都、管理組合等の責務を定めます。
  - (二) 都は、管理組合等の取組に対する支援その他の措置を講ずるほか、マンションの管理状況等を記録するためのデータベースを整備するなどマンションに関する正確な情報を把握します。
  - (三) 居住部分が六以上あり、かつ、昭和五八年二月三十一日以前に新築されたマンションの管理組合に対し、管理状況に関する事項の届出を義務付けます。
  - (四) 届出を行った管理組合等に対する必要な助言、指導又は勧告に係る規定を設けます。
  - 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。
- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の一部を改正する条例(条例第三一号)
- 一 震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の占有者の協力を得やすくするよう環境を整備し、所有者の耐震化の取組を促すことにより、沿道建築物の耐震化を更に推進します。
  - (一) 沿道建築物の占有者に、所有者が行う耐震化の実現に向けて協力する努力義務を課します。
  - (二) 地震に対する安全性の基準に適合しない特定沿道建築物の所有者に、占有者に対して当該基準に適合しない旨の通知等をする努力義務を課します。

- (三) 特定沿道建築物の占有者に対し、耐震改修等の実現に向けた協力についての指導及び助言をすることができるとの規定を設けます。
- 二 この条例は、平成三十一年七月一日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

- 一 手数料の額を改定するとともに、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第一一一号)の施行に伴い、がん登録情報提供に関する手数料に係る規定を設けます。
- (例) がん登録情報提供手数料(新設) 二五、一〇〇円
- 二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

- 一 東京都心身障害者福祉センター多摩支所の移転に伴い、位置を改めます。  
立川市曙町三丁目七番一〇号  
↓ 国立市富士見台二丁目一番地の一
- 二 この条例は、平成三十一年七月一六日から施行します。

●東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

- 一 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(平成三〇年厚生労働省令第一五号)の施行による職業能力開発促進法施行規則(昭和四四年労働省令第二四号)の改正に伴い、職業訓練指導員の資格に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

- 一 東京都立産業貿易センター台東館の開場時間を延長するとともに、利用料金の上限額を改定するほか、規定を整備します。

- (例) 開場時間の延長  
午前九時から午後五時まで ↓ 午前九時から午後九時まで
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

- 一 海上公園に、定期入場券制度を導入するとともに、東京都立海の森公園を新設するほか、使用料及び占用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成三十一年五月一日ほかから施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

- 一 建築物の新築等において環境性能の更なる向上を図るため、建築物環境計画書の提出を求める建築物に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成三十二年四月一日ほかから施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

- 一 使用料及び占用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

- 一 都立公園の使用料及び占用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

- 一 染井霊園の一般埋蔵施設及び立体埋蔵施設の使用料に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。
- (例) 染井霊園の一般埋蔵施設使用料  
一平方メートルにつき 一、七〇一、〇〇〇円

二 この条例は、平成三一年四月一日から施行します。

# 条例

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

## ●東京都条例第三十号

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例

### 目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
  - 第二章 適正な管理を推進するために管理組合が留意する事項（第九条―第十四条）
  - 第三章 マンションの適正な管理を促進するための施策（第十五条―第十九条）
  - 第四章 雑則（第二十条・第二十一条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、マンションが東京都内における主要な居住形態として広く普及し、都民に不可欠な生活の基盤並びに都市及び地域社会を構成する重要な要素となつていくことに鑑み、マンション管理士、マンション管理業者、マンション分譲事業者その他マンションに関わる者の協力の下、マンションの管理の主体である管理組合に対し、行政が積極的に関わり、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するとともに、その社会的機能（マンションの居住者と周辺の住民との防災、防犯等における連携による地域社会の形成、マンションの環境性能の向上等の社会的な貢献を果たすことをいう。以下同じ。）を向上させることにより、良質なマンションストック及び良好な居住環境の形成並びにマンションの周辺における防災・防犯の確保及び衛生・環境への悪影響の防止を図り、もって都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下「マンション管理適正化法」という。）第二条第一号に規定するマンションであつて、東京都（以下「都」という。）の区域内に所在するものをいう。
- 二 区分所有者等 マンション管理適正化法第二条第二号に規定するマンションの区分所有者等をいう。
- 三 管理組合 マンション管理適正化法第二条第三号に規定する管理組合をいう。
- 四 管理者等 マンション管理適正化法第二条第四号に規定する管理者等をいう。
- 五 マンション管理士 マンション管理適正化法第五条に規定するマンション管理士をいう。
- 六 マンション管理業者 マンション管理適正化法第八条に規定するマンション管理業者をいう。
- 七 マンション分譲事業者 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（同法第七十七条第二項及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる者を含む。）であつて、自ら売主として又は売主を代理してマンションを分譲する者をいう。

#### （都の責務及び区市町村との連携等）

- 第三条 都は、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、マンション分譲事業者その他マンションに関わる者によるこの条例の規定に基づく取組に対する支援その他のマンションの適正な管理の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都は、この条例の施行及びマンションの適正な管理の促進を図るための施策の実施に当たつて、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と緊密に連携し、情報の共有を図るとともに、区市町村が行う施策に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 都は、マンションの適正な管理の促進を図るため、第十五条第一項及び第三項から

第五項まで並びに第十六条第一項及び第二項の規定による届出の内容その他のマンションに関する情報を記録するためのデータベースの整備その他マンションに関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、第一項の措置又は第二項の支援の実施に必要なと認めるときは、前項のデータベースに記録したマンションの管理状況（管理組合の運営その他マンションの管理の状況をいう。以下同じ。）その他のマンションに関する情報を区市町村に提供するとともに、マンションの存する場所の属する区市町村に対し、当該マンションの管理状況その他の情報の提供について協力を求めることができる。

（マンションの総合的な計画及び管理の適正化に関する指針の作成）

第四条 知事は、第一条に規定する目的の実現に向けた基本的施策を具体化し、推進するための総合的な計画を定めるものとする。

2 知事は、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

（管理組合及び区分所有者等の責務）

第五条 管理組合は、マンションの管理の主体として、法令及びこの条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、マンションを適正に管理するとともに、マンションの社会的機能の向上に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 区分所有者等は、法令等の定めるところにより、区分所有者等としての権限及び責任に基づき、管理組合の運営に参加するよう努めなければならない。

（マンション管理士の責務）

第六条 マンション管理士は、法令等の定めるところにより、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、専門的知識をもって、管理組合、管理者等、区分所有者等その他マンションの管理に関わる者の相談に応じ、助言その他の援助を適切に行うよう努めなければならない。

2 マンション管理士は、都又は区市町村が行うマンションの適正な管理を促進する施策の実施において、都又は当該区市町村と連携するよう努めなければならない。

（マンション管理業者の責務）

第七条 マンション管理業者は、法令等の定めるところにより、管理組合の運営その他マンションの管理について管理組合から委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）を適切に行うとともに、受託業務を行うに際して、当該管理組合に対し、専門的見地から提案又は助言を行うよう努めなければならない。

2 受託業務を行うマンション管理業者は、管理組合が都又は区市町村の行うマンションの適正な管理を促進する施策に対応し、又は協力する必要があるときは、当該管理組合に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（マンション分譲事業者の責務）

第八条 マンション分譲事業者は、法令等の定めるところにより、管理組合の設立及び円滑な運営に配慮したマンションの供給に努めなければならない。

第二章 適正な管理を推進するために管理組合が留意する事項

（管理組合の運営体制の整備）

第九条 管理組合は、マンションの管理の主体として、その団体又は法人の運営体制を整備するものとする。

2 管理組合（建物の区分所有者等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人を除く。）は、その運営のために、管理者（区分所有法第二十五条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者をいう。）を置くものとする。

（管理規約の設定）

第十条 管理組合は、マンションの管理の実態に応じ、管理規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する規約をいう。）を定めるものとする。

（総会の開催等）

第十一条 管理組合は、少なくとも毎年一回総会（区分所有法第三条及び第六十五条に規定する集会をいう。）を開催するものとする。

2 管理組合は、総会が開催されたときは、速やかに議長（区分所有法第四十一条（区

分所有法第六十六条において準用する場合を含む。)に規定する議長をいう。)に議事録を作成させるものとする。

(管理費及び修繕積立金の額の設定等)

第十二条 管理組合は、マンションの管理及び維持保全の実態に応じ、管理費(当該マンションの敷地及び共用部分(区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。)の管理に要する経費の充当金をいう。)及び修繕積立金(当該共用部分について管理組合が行う修繕に要する経費の充当金をいう。)として区分所有者等が拠出すべき額及びその徴収方法を定めるものとする。

(修繕の計画的な実施)

第十三条 管理組合は、マンションの維持保全の状況に応じ、一定の年数が経過するとに修繕を計画的に実施するものとする。

(適正な管理の推進等)

第十四条 この章に定めるもののほか、管理組合は、指針の定めるところにより、マンションの適正な管理の推進及び社会的機能の向上に資する取組を実施するよう努めなければならない。

第三章 マンションの適正な管理を促進するための施策

(管理状況の届出)

第十五条 要届出マンション(マンション管理適正化法第五十六条第一項に規定する人の居住の用に供する独立部分を六以上有し、かつ、昭和五十八年十二月三十一日以前に新築されたマンションをいう。以下同じ。)の管理組合は、その管理状況に関し、マンションの適正な管理の促進に必要なものとして東京都規則(以下「規則」という。)で定める事項(以下「管理状況に関する事項」という。)を、知事に届け出なければならない。

2 知事は、マンション(要届出マンションを除く。)の管理状況について、第九条から第十三条までの規定に照らし、適正な管理を促進するために必要があると認めるときは、当該マンションの管理組合に対し、管理状況に関する事項を届け出るよう求めることができる。

3 前項の規定により知事から管理状況に関する事項を届け出るよう求められたマンション

の管理組合は、当該管理状況に関する事項を知事に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出を要するマンション以外のマンション(要届出マンションを除く。)の管理組合は、管理状況に関する事項を知事に届け出ることができる。

5 第一項、第三項又は前項の規定による届出を行ったマンションの管理組合は、当該届出の内容に変更(建物の滅失その他の事由を含む。)が生じたときは、その旨を知事に届け出なければならない。

6 第一項及び第三項から前項までの規定による届出は、管理者等(やむを得ない事情があると認めるときは、知事が適当と認める区分所有者等)が、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(届出の更新)

第十六条 要届出マンションの管理組合は、定期に、前条第一項の規定による届出の内容の更新を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による内容の更新の届出を行った要届出マンションの管理組合は、当該更新した届出の内容に変更(建物の滅失その他の事由を含む。)が生じたときは、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第六項の規定は、前二項の届出について準用する。

(調査等)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十五条第一項若しくは第三項から第五項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出を行ったマンションの管理組合又は区分所有者等に対し、その管理状況について必要な報告を求め、又は当該管理組合若しくは当該区分所有者等の協力を得て、その職員又はその委任した者(以下「職員等」という。)に、当該マンションに立ち入り、書類その他の物件を調査させることができる。

2 知事は、第十五条第一項、第三項若しくは第五項又は前条第一項若しくは第二項の規定により管理状況に関する事項について届出を要するマンションの管理組合から正当な理由なく届出がない場合においては、当該管理組合又は区分所有者等に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。

3 前二項の規定によりマンションに立ち入り、調査しようとする者は、規則で定める

ところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第一項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならぬ。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(管理に関する助言及び指導等)

第十八条 知事は、第十五条第一項若しくは第三項から第五項まで又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出を行ったマンションの管理組合に対し、第三条第三項に規定するデータベースに記録された管理状況に関する事項その他のマンションに関する情報を用いて、当該マンションの管理状況について必要な助言をすることができる。

2 知事は、第十五条第一項、第三項若しくは第五項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出を要するマンションの管理組合から正当な理由なく届出がないときは、この条例の施行に必要な限度において、当該管理組合に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、第十五条第一項若しくは第三項から第五項まで又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出の内容が事実と著しく異なると認められるとき又は第一項の助言によっては管理状況の悪化を防ぐことが困難であると認められるときは、その管理組合に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

4 前三項の規定による助言又は指導若しくは勧告は、やむを得ない事情があると認めるときは、知事が適当と認める区分所有者等に対し、行うことができるものとする。

(管理組合等に対する支援)

第十九条 知事は、管理組合又は区分所有者等に対し、そのマンションの適切な維持保全及び適正な管理の推進のために必要な支援を行うことができる。

第四章 雑則

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(区市町村の条例との関係等)

第二十一条 区市町村の条例中に、この条例に定めるマンションの管理状況に関する事項の届出、調査等並びに助言及び指導等に関する規定に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第十五条から第十八条までの規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、当該区市町村は、その地域の実情を勘案し、都と協議の上、当該区市町村の区域における第十五条から第十八条までの規定の適用を都に対して求めることができる。

3 知事は、区市町村から前項の規定による求めがあったときは、当該区市町村の区域において第十五条から第十八条までの規定を適用する旨を公示するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十八条までの規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十一号

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の一部を改正する条例

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成二十三年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。

(占有者の責務)

第五条の二 沿道建築物の占有者は、地震により当該沿道建築物が倒壊し、緊急輸送道路を閉塞した場合における被害の影響の広範さに鑑み、当該沿道建築物の所有者が行う当該沿道建築物の耐震化の実現に向けて協力するよう努めるものとする。

第八条中「第四項」を「第六項」に改める。

第十条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定する特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物が耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合しない旨を通知するよう努めなければならない。

5 第三項に規定する特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力を求めるよう努めなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

(占有者への助言等)

第十四条の二 知事は、第十一条第一項に規定する指導又は助言の対象となった沿道建築物の占有者に対し、当該沿道建築物の耐震化に関する情報を提供する等必要な助言をすることができる。

2 前条第一項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者は、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けて協力するよう努めなければならない。

3 知事は、前条第一項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力について必要な指導及び助言をすることができる。

第十五条第一項中「第四項」を「第六項」に、「前条」を「第十四条」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力を係る事項に関し報告させることができる。

第十七条第一項及び第十九条第一号中「第四項」を「第六項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十二号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の項ヲ中「七百円」を「千八百円」に改め、同項ヲ中「八千五百円」を「一万一千円」に改め、同表二十七の項の次に次のように加える。

二十八 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）に基づく事務	がん登録情報提供手数料	二万五千円	情報提供のとき。
イ がん登録等の推進に関する法律第二十一条第八項若しくは第九項の規定に基づく都道府県が情報若しくはその匿名化が行われた情報の提供又はがんに係る調査研究を行う者に対する同法第二十二條第一項の規定に基づき整備されたデータベースに保存する同項第一号の情報若しくはその匿名化が行われた情報の提供			

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十三号

東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例  
 東京都心身障害者福祉センター条例（昭和四十三年東京都条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「東京都立川市曙町三丁目七番十号」を「東京都国立市富士見台二丁目一番地の一」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月十六日から施行する。

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十四号

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例（昭和四十六年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「大学」の下に「（短期大学を除く。）」を加え、同条第四号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十五号

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

例

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条 東京都立産業貿易センター条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表台東館の項中「午後五時」を「午後九時」に改める。

別表第二台東館の項中「三二二、八〇〇円」を「四六九、二〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表備考一中「浜松町館にあつては」及び

「、台東館にあつては午前九時から午後五時まで」を削り、「八千二百円」を「九千五百円」に、「三百七十円」を「四百三十円」に改める。

附則第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第一条（第十七条及び第二十条の改正規定に限る。）、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十三年四月一日から施行する。

附則第二項中「この条例を」を「第一条の規定を」に、「この条例による」を「同条の規定による」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 第二条の規定を施行するために必要な指定管理者の指定及び同条の規定による改正後の東京都立産業貿易センター条例別表第二台東館の項の規定による施設等の使用に必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十六号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）の一部を次のように改正する。



第十四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の利用料の額から割引した額をもつて定期入場券を発行することができる。  
別表第一海浜公園の項中

東京都立辰巳の森海浜公園 東京都江東区辰巳二丁目 を

東京都立辰巳の森海浜公園 東京都江東区辰巳二丁目 に改める。  
東京都立海の森公園 東京都江東区青海三丁目地先

別表第二一の項中「千五百三十六円」を「千七百一十一円」に改め、同表二の項中「七百五万四千九百円」を「七百二十三万三百円」に改める。

別表第五中「九百九十四円」を「千四百六十六円」に、「四百四十四円」を「五百十二円」に、「八百八十八円」を「千二十四円」に、「三百五十五円」を「四百九円」に、「七千四百円」を「八千九百九十二円」に、「一万六千六百円」を「一万九千二百円」に、「二十九円」を「三十四円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年五月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は同年六月一日から、別表第二及び別表第五の改正規定は同年四月一日から施行する。  
2 別表第二及び別表第五の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都海上公園条例の規定により、既に納付すべきものとされている当該改正規定の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「若しくは増築」を「増築又は改築」に改める。

第十九条第一項中「規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)(が、当該特定建築物及びその敷地(以下「特定建築物等」という。))」を「建築主が、当該建築物等」に、「を利用するための設備の導入」を「の利用」に改める。

第二十条中「を超える特定建築物」を「以上の建築物」に、「大規模特定建築物」を「特定建築物」に、「大規模特定建築主」を「特定建築主」に、「当該大規模特定建築物」を「当該特定建築物」に、「大規模特定建築物等」を「特定建築物等」に改める。

第二十条の二の見出しを「(再生可能エネルギーの利用に係る措置の検討)」に改め、同条中「大規模特定建築主」を「特定建築主」に、「大規模特定建築物等」を「特定建築物等」に、「を利用するための設備の導入」を「の利用」に改める。

第二十条の三中「規則で定める規模を超える大規模特定建築物(以下「特別大規模特定建築物」という。)(の新築等をしようとする大規模特定建築主(以下「特別大規模特定建築主」という。))」を「特定建築主」に、「当該特別大規模特定建築物」を「当該特定建築物」に改める。

第二十条の四中「特別大規模特定建築主」を「規則で定める規模を超える特定建築物(以下「特別大規模特定建築物」という。)(の新築等をしようとする特定建築主(以下「特別大規模特定建築主」という。))」に改める。

第二十一条各号列記以外の部分中「大規模特定建築主」を「特定建築主」に、「大規模特定建築物等」を「特定建築物(規則で定める種類の建築物を除く。))及びその敷地」に改め、「建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の前であつて」を削り、同条第一号中「特定建築主」を「建築主」に改め、同条第二号及び第三号中「特定建築物等」を「建築物等」に改め、同条第六号中「を利用するための設備の導入」を「の利用に係る措置」に改め、同条第七号中

「特別大規模特定建築主にあつては、」を削る。  
 第二十一条の二第一項中「特定建築主（大規模特定建築主）」を「建築主（特定建築主）」に、「特定建築物等」を「建築物（規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地」に改める。

第二十二条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に改め、「日までに」の下に「規則で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該建築物等に係る工事が完了するまでの間に、当該建築物等の新築等を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

第二十三条第一項中「特定建築主（一）」を「建築主（一）」に、「計画書等提出特定建築主」を「計画書等提出建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に改める。

第二十三条の二第一項中「特定建築物」を「建築物」に改め、「規則で定めるものを」を削り、「特定マンション」を「マンション」に改め、同条第二項中「に係る」を「（住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地（以下「特別大規模特定建築物等」という。）に係る」に、「特別大規模特定建築物のエネルギーの使用の合理化」を「特別大規模特定建築物等の環境への配慮のための措置」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二十三条の三第一項中「特定マンションに係る計画書等提出特定建築主」を「規則で定める規模のマンション（以下「特定マンション」という。）に係る第二十一条の規定による建築物環境計画書の提出（第二十二條第一項の規定による変更の届出を含む。）を行った特定建築主」に改め、同条の次に次の一項を加える。

（マンションの環境性能の任意表示）  
 第二十三条の三の二 マンションに係る計画書等提出建築主（以下「マンション建築主」という。）（特定マンション建築主を除く。）は、当該マンションの販売若しくは

賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を行った場合においてマンション販売等受託者が販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させることができる。

2 前条第一項（ただし書に限る。）から第四項までの規定は、前項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させるマンション建築主について準用する。

第二十三条の四の見出し中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同条第一項中「（住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。）について」を「等について」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同項各号中「特別大規模特定建築物」を「特別大規模特定建築物等」に改め、同条第二項中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二十三条の五の見出し中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同条第一項中「特定マンション建築主」を「マンション建築主」に、「特定マンション」を「マンション」に、「特定マンション及び」を「マンション及び」に改め、同条第二項中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二十三条の六の見出し中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同条第一項中「特定マンション建築主」を「第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた特定マンション建築主及び第二十三条の三の二第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたマンション建築主（以下「マンション環境性能表示建築主」という。）」に、「第二十三条の三第一項」を「当該各項」に改め、同条第二項中「特定マンション建築主」を「マンション環境性能表示建築主」に改め、「第二十三条の三第一項」の下に「又は第二十三条の三の二第一項」を加え、同条第四項中「特定マンション建築主」を「マンション環境性能表示建築主」に、「特定マンション」を「マンション」に改め、同条第五項中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二十四条第一項中「特定建築主」を「建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に、「を利用するための設備の導入」を「の利用」に改め、同条第二項中「特定マンション建築主」を「マンション建築主、特定マンション建築主、マンション環境性能表示建築主」に、「その特定マンション」を「そのマンション」に改め、「第二項」の下に「(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三条の三の二第一項」を加え、「当該特定マンション」を「当該マンション」に改め、同条第三項中「その特別大規模特定建築物」の下に「又はその特別大規模特定建築物等」を加え、「第二十条の三、」及び「、当該特別大規模特定建築物の省エネルギー性能基準への適合」を削り、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、特定建築主に対し、その特定建築物について第二十条の三に規定する措置

の的確な実施を確保するため必要があるときは、当該特定建築物の省エネルギー性能基準への適合に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十五条第一項中「第二十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十三条の三第三項」の下に「(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「特定建築主」を「建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に改め、同条第三項中「特定マンション建築主」を「マンション環境性能表示建築主」に改め、「第二十三条の三第一項」の下に「及び第二十三条の三の二第一項」を加え、同条第四項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主」に改め、「(第二十条の三に規定する措置に係るものに限る。)」を削り、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第五十三條第三項中「特定建築主」を「建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第一百五十五條第一項中「特定建築主」を「建築主」に改める。

別表第二 二十六の項中「日本工業規格B八二〇一」を「日本産業規格B八二〇一」に改める。

別表第七 一の部(一)の款アの項の表備考第一号中「日本工業規格K〇一〇三」を「日

本産業規格K〇一〇三」に改め、同号(一)中「日本工業規格B八二二二」を「日本産業規格B八二二二」に、「日本工業規格Z八七六二」を「日本産業規格Z八七六二」に改め、同号(二)及び(三)中「日本工業規格Z八八〇八」を「日本産業規格Z八八〇八」に改め、同表備考第二号中「日本工業規格K二三〇一」を「日本産業規格K二三〇一」に、「日本工業規格Z八七六二」を「日本産業規格Z八七六二」に改め、同款イの項の表付表第一中「日本工業規格B八二〇一」を「日本産業規格B八二〇一」に改め、同部(二)の款アの項(ア)の表備考二及び同項(イ)の表備考一中「日本工業規格Z八八〇八」を「日本産業規格Z八八〇八」に改め、同部(三)の項の表備考七中「日本工業規格K〇一〇四」を「日本産業規格K〇一〇四」に改める。

別表第七 二の項の表備考中「日本工業規格Z八八〇八」を「日本産業規格Z八八〇八」に改める。

別表第七 三の項の表備考一中「日本工業規格K〇一〇五」を「日本産業規格K〇一〇五」に改め、同表備考二中「日本工業規格K〇一〇九」を「日本産業規格K〇一〇九」に改め、同表備考三中「日本工業規格K〇三〇三」を「日本産業規格K〇三〇三」に改め、同表備考四中「日本工業規格K〇一〇七」を「日本産業規格K〇一〇七」に改め、同表備考五中「日本工業規格K〇〇八九」を「日本産業規格K〇〇八九」に改め、同表備考六中「日本工業規格K〇一〇六」を「日本産業規格K〇一〇六」に改め、同表備考七中「日本工業規格K〇〇八五」を「日本産業規格K〇〇八五」に、「日本工業規格K〇一四又は日本工業規格K〇一二三」を「日本産業規格K〇一四又は日本産業規格K〇一二三」に改め、同表備考八中「日本工業規格K〇一〇四」を「日本産業規格K〇一〇四」に改め、同表備考九中「日本工業規格K〇〇八六」を「日本産業規格K〇〇八六」に改め、同表備考十中「日本工業規格K〇一〇三」を「日本産業規格K〇一〇三」に改め、同表備考十一中「日本工業規格K〇一〇二・65・2」を「日本産業規格K〇一〇二・65・2」に改め、同表備考十三中「日本工業規格K〇〇八七」を「日本産業規格K〇〇八七」に改め、同表備考十四及び十五中「日本工業規格K〇一四又は日本工業規格K〇一二三」を「日本産業規格K〇一四又は日本産業規格K〇一二三」に改め、同表備考十六中「日本工業規格K〇〇九一」を「日本産業規格K〇〇九一」に改め、同表備考十七から二十二までの規定中「日本工業規格K〇一四又は日本工業規格K〇

「二三」を「日本産業規格K〇一一四又は日本産業規格K〇一二三」に改め、同表備考二十三から二十七までの規定中「日本工業規格K〇〇八三」を「日本産業規格K〇〇八三」に改め、同表備考二十八中「日本工業規格K〇一一四又は日本工業規格K〇一二三」を「日本産業規格K〇一一四又は日本産業規格K〇一二三」に改め、同表備考二十九中「日本工業規格K〇〇八八」を「日本産業規格K〇〇八八」に改め、同表備考三十中「日本工業規格K〇三〇五」を「日本産業規格K〇三〇五」に改める。

別表第七 四の部(二)の款アの項の表備考三(一)中「日本工業規格K〇一〇二・八」を「日本産業規格K〇一〇二・八」に改め、同表備考三(三)中「日本工業規格K〇一〇二・七・二」を「日本産業規格K〇一〇二・七・二」に改める。

別表第七 五の項の表備考三中「日本工業規格Z八七三一」を「日本産業規格Z八七三一」に改める。

別表第七 六の項の表備考三中「日本工業規格Z八七三五」を「日本産業規格Z八七三五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第七の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第二十一条の規定により建築物環境計画書を提出した大規模特定建築主に対する当該建築物環境計画書に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した特定建築主（大規模特定建築主を除く。）に対する当該建築物環境計画書に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例第二十一条又は旧条例第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した特定建築主に対するマンション環境性能表示に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧条例第二十一条の規定により建築物環境計画書を提出した特別大規模特定建築主に対する省エネルギー性能評価書に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十八号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「八十八円」を「八十九円」に、「二万八百元」を「二万三百円」に改める。

別表第三電柱及び標識の項中「百三元」を「百五元」に改め、同表水道管、下水道管及びガス管並びに電線の項から変圧塔及びマンホールの類の項までの規定中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「三十六円」を「三十七円」に改め、同表公衆電話所の項中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表地下の占有物件の項中「九十二円」を「九十四円」に、「四十六円」を「四十七円」に改め、同表高架の占有物件の項中「四十六円」を「四十七円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項から太陽電池発電施設の項までの規定中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表写真撮影のための常時占有の項中「七百三十六円」を「七百五十二円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占有の項中「千七百五十円」を「千七百五十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十九号

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項中「一万三千五百九十九円」を「一万二千五百六十八円」に改め、同表

二の項中「六百八十三万八千円」を「七百七十三万二千三百円」に改める。

別表第四中「九百九十四円」を「千四百四十六円」に、「八百八十八円」を「千二十四

円」に、「三百五十五円」を「四百九円」に、「四百四十四円」を「五百十二円」に、

「七千四百円」を「八千九百九十二円」に、「一万六千六百円」を「一万九千二百円」に、

「五十九円」を「六十八円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「した者」の下に「(当該者が死亡した場合は、当該者に代わる者として知事が認めるもの)」を加える。

第二十五条中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

別表第二中

青山霊園	二百七十五万八千円
谷中霊園	百七十八万七千円
多磨霊園	九十万円
八柱霊園	十九万七千円
小平霊園	八十五万六千円

を

青山霊園	二百七十五万八千円
谷中霊園	百七十八万七千円
染井霊園	百七十万一千円
多磨霊園	九十万円
八柱霊園	十九万七千円
小平霊園	八十五万六千円

に、

青山霊園	九十五万三千元
谷中霊園	六十四万五千元

を

青山霊園	九十五万三千元
谷中霊園	六十四万五千元
染井霊園	六十六万円

に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001